

亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及び ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて

本資料において、「上乗せ条例」：水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例
「生活環境保全条例」：大阪府生活環境の保全等に関する条例

亜鉛含有量に係る排水基準の見直しについて

経過

昭和46年6月 水質汚濁防止法に基づく亜鉛含有量に係る排水基準の設定
平成15年11月 水生生物の保全に係る環境基準の設定（全亜鉛）
目的：水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境の保護
基準値：河川 各類型とも 0.03mg/L 以下
海域 類型に応じ 0.02mg/L 以下又は0.01mg/L 以下
平成18年11月 水質汚濁防止法に基づく亜鉛含有量に係る排水基準の改正
新設事業場には平成18年12月11日から適用
既設事業場には平成19年6月11日から適用

排水規制の現状

	水質汚濁防止法	上乗せ条例	生活環境保全条例
対象事業場	法対象事業場	同 左	条例対象事業場 (法対象外)
対象規模	日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 30m ³ /日以上	同 左
排水基準	5mg/L 2mg/L*	5mg/L	同 左

*一部業種（金属鉱業等10業種）に係る事業場については暫定排水基準（5mg/L）が適用

水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正を受け、上乗せ条例及び生活環境保全条例における亜鉛含有量の排水基準の見直しについて検討が必要

ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて

ほう素等3物質に係る環境基準と法及び条例に基づく排水基準

項 目			環境基準	排水基準	
				法対象事業場 水質汚濁防止法 上乗せ条例	条例対象事業場 生活環境 保全条例
ほう素及び その化合物	海域以外に 排出されるもの	上水道水源地域	1mg/L	10mg/L	1mg/L
		その他の地域		10mg/L	10mg/L
	海域に排出されるもの			230mg/L	10mg/L
ふっ素及び その化合物	海域以外に 排出されるもの	上水道水源地域	0.8mg/L	8mg/L	0.8mg/L
		その他の地域		8mg/L	8mg/L
	海域に排出されるもの			15mg/L	15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		上水道水源地域	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 として 10mg/L	100mg/L	10mg/L
		その他の地域		100mg/L	100mg/L

ほう素等3物質に係る条例における経過措置

直ちに排水基準を達成することが技術的に困難な業種について、暫定排水基準を設定している。

ほう素 9業種
電気めっき業、ほう酸製造業、ほうろう
鉄器製造業、うわ薬製造業、金属鉱業、
粘土かわら製造業、貴金属製造・再生業、
下水道業、旅館業

ふっ素 4業種
電気めっき業、ほうろう鉄器製造業、
うわ薬製造業、旅館業

アンモニア等 5業種
畜産農業、食料品製造業、金属製品製造
業、下水道業、し尿処分業

適用期限 平成20年3月31日

水質汚濁防止法の暫定排水基準の見直し（H19.6）の内容も踏まえ、大阪府の上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく平成20年4月以降の暫定排水基準について検討が必要

今後の予定

H19.7.18 大阪府環境審議会諮問
H19.10～11月 大阪府環境審議会から答申
H20.2月府議会に上乗せ条例の改正案を上程
併せて生活環境保全条例施行規則を改正

< 参 考 >

1 亜鉛含有量に係る水質汚濁防止法暫定排水基準適用対象業種

金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。）、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）、溶融めっき業、電気めっき業、下水道業（金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）、溶融めっき業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）

2 ほう素等3項目に係る暫定排水基準値の適用状況（抜粋）（基準値の単位：mg/L）

項目	排出先	業種その他の区分	水質汚濁防止法		上乗せ条例			生活環境保全条例				
			一律基準	暫定基準 (H22.6.30まで)	上乗せ基準	暫定基準 (H20.3.31まで)			一律基準	暫定基準 (H20.3.31まで)		
						既設*	新設*	根拠		既設*	新設*	根拠
ほう素及びその化合物	上水道水源地域	ほうろう鉄器製造業	10	50	1	/	/	【条例附則第2項（附則別表第1）】	1	/	【規則附則第2項（附則別表第1）】	
		うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものに限る。）		50								
		うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。）		150								
		貴金属製造・再生業		50								
		電気めっき業		50								10
		下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定の条件に該当するものに限る。）		50								
		ほう酸製造業		80								10
		金属鉱業		150								
		粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するものに限る。）		150								
		旅館業（温泉を利用するものに限る。）		500								10
海	域	ほうろう鉄器製造業	230	/	10	/	/	【条例附則第3項（附則別表第1）】	10	/	【規則附則第3項（附則別表第1）】	
		うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものに限る。）										50
		うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものに限る。）										150
		貴金属製造・再生業										50
		電気めっき業										50
		下水道業（旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定の条件に該当するものに限る。）										50
		ほう酸製造業										100
		金属鉱業										150
		粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するものに限る。）										150
		旅館業（温泉を利用するものに限る。）										500

* 上乗せ条例・生活環境保全条例の「既設」「新設」：「既設」とは、平成13年7月1日現在の特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設）又は届出施設（条例第49条第2項に規定する届出施設）を平成17年4月1日（食料品製造業、金属製品製造業（電気めっき業を除く）及び下水道業にあっては平成14年4月1日）において設置しているもの（設置の工事をしているものを含む）をいう。「新設」はそれ以外のものをいう。

《関係法令》

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） 抜粋

(排水基準)
第3条 排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、環境省令で定める。
3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないとして認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。
4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

(都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等)
第21条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることができるものとする。

(条例との関係)
第29条 この法律の規定は、地方公共団体が、次に掲げる事項に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。
三 特定事業場以外の工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、有害物質及び第2条第2項第二号に規定する項目によって示される水の汚染状態に関する事項

大阪府生活環境の保全等に関する条例
(平成6年条例第6号) 抜粋

(排水基準)
第50条 排出水に係る排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、規則で定める。
(環境審議会への諮問)
第103条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。
五 第50条第1項の排出水に係る排水基準